

知多北部広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則

(平成11年6月1日 規則第3号)

知多北部広域連合規約(平成11年3月29日愛知県知事許可)第14条第1項の規定による広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、次のとおりとする。

第1順序 副広域連合長 大府市長

第2順序 副広域連合長 知多市長

第3順序 副広域連合長 東浦町長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。